

## 献呈の辞

梅本吉彦教授、新山雄三教授は、本年3月をもって定年によりご退職されることとなりました。専修大学法学会は、両先生より専修大学ご在職中の研究と教育などにおいて賜ったご功勞に対し感謝の意を表するため、ここに「専修法学論集111号」を両先生のご退職を記念する号として編集し、献呈するものであります。

梅本先生は昭和15年、新山先生は昭和16年のお生まれですので、わが国が太平洋戦争へと突き進み凄惨な戦いの果てにすべてを失った時代のなかで幼少期を過ごされました。おそらく少年期は敗戦後の困難な時代を克明に記憶に刻まれながら、そして青年期以降は復興と新生に向けての激動に身をおかれながら、やがて法律学の大切さに思いを致されて研究と教育の道に進み、天職であるこの道を全うされてこられたものと思います。両先生の法律学に対する真摯な研究姿勢や、本学学生への情熱と愛情に満ちた教育の実践は、天性のみならずこれまで歩んでこられた人生経験にも深く根差すものと拝察しつつ、ここに衷心からの敬意を表しかつ感謝の念を申し上げる次第です。

梅本吉彦先生は、法政大学法学部に学んで後、同大学大学院に進学して民事訴訟法のご研究の道に歩み出され、昭和54年に新進気鋭の民事訴訟法学者として本学法学部の専任教員（助教授）に着任されました。以来32年の長きにわたり、本学で民事訴訟法を中心とした研究と教育に邁進され、大学運営におけるいくつもの要職を務めてこられました。先生がこれまでのご研究で達成された成果は、本号の巻末に掲

載させて頂いた業績一覧が自ずと示す通りであります。ここでその一端だけを紹介させていただきますと民事訴訟法制度の目的を設置目的・機能目的・利用目的という面から多面的に捉えつつ、その上で民事訴訟・民事裁判に付与すべき理念は利用者にとっても設置者にとっても納得できるものであることを要するとの基盤に立ち、本格的な体系書として執筆された『民事訴訟法』は圧巻でして、法律学に携わるすべての者にとっての必読書でありますし、実体法と手続法を車の両輪と理解する先生の学問的信念に則りながら情報化社会やマルチメディア時代の到来がもたらす法律問題について丹念な検討を加える数多くの論説や、日々に重要性を増してゆく知的財産権などに関する新たな論点について緻密な考察を施す珠玉の論稿は、時代の先端に立つご研究として長く語り継がれるものと確信致します。他方またかかる研究面での成果に裏打ちされた教育により社会の幅広い分野で活躍する人材を育成され、特にゼミナールからは先生の薫陶をうけた多くの法曹実務家が巣立ち「法の支配」を実現するために枢要な役割を担っております。更に近年の大学運営で重要な自己点検・評価について委員会および運営委員会の委員長を4年間にわたり務められたのははじめとして多くの職責を果たされ、また学界では民事訴訟法学会の理事をはじめとする要職を、学外活動でも文部省の学術審議会専門委員など様々な機関での委員や講師を歴任されました。このような精力的なお仕事とそれによる本学や社会への多大なご功績を顧みまして、同年度に本学に奉職して32年を共に過ごさせて頂いた者として畏敬の念に胸を打たれながら並外れたご精進に対し心よりのご慰労を申し上げます。あわせてこれからもご壮健に過ごされ、そして後進の者に対する模範として、ご活躍くださいますことを改めて祈念させていただきます。

新山雄三先生は、東北大学法学部をご卒業の後に同大学大学院へと進学して、商法学者への道を歩み始められました。前任校で教授までのポストを歴任され平成3年に本学法学部の商法担当教授としてご着任くださいました。そして平成16年からは本学に設置された法科大学院の商法担当教授も併任され今日に至っております。従いましてこれまで20年の期間にわたり本学で商法の教育にご尽力され、あわせて商法学のご研究の進展と完成に取り組まれてこられたこととなります。そしてご着任後の平成6年には早稲田大学から博士号授与という榮譽を受けられ平成12年から1年間は本学の長期在外研究員としてドイツへの二度目の留学を果たし、ご研究を深められました。他方また本学の運営におきましても法学研究所長や大学院委員会委員をはじめとして多くの要職をお務めになり多大なご貢献をされてこられました。本号の巻末に掲載させて頂きました業績一覧は先生の充実したご研究を余すところなく記していますが、私が触れえた限りではありますが、その一端をご紹介させて頂きたく存じます。新山先生がこれまで取り組まれてきた主要な課題は、経済活動でのセルフコントロールは本来的に所有と経営が合一した私的所有主体において初めて機能可能なものであるが、所有と経営の機能的分離を所与の前提とする株式会社にあつて果たしてそれは実現されうるのかというこの会社形態に内在する難問であり、そして先生の迫力に満ちたこれに対する解答は「株式会社法の立法と解釈」「ドイツ監査役会の生成と意義」「会社法の仕組みと働き」「論争コーポレートガバナンス」などの著作に結実しているのでありますが、そこには株式会社を何ものにもコントロールされない「レヴァイアサン」に転化させてはならないとする先生の一貫した問題意識が強く反映されているのを知ることができます。先生がこのような観点から展開される鋭い批判と的確な提言は、学界やこれら

著作の読者だけでなく、直接に先生の警咳に接しえた学生・院生にも多くの教えを授けました。どうかこれからもご壮健に過ごされ、そして力強い文章に溢れた著作によりまして、後進の者に学びの指針をお授け続けられますことをここに祈念させていただきます。

定年というやむを得ない制度によるとはいえ、両先生が充実した研究・教育生活を長く過ごされた本学法学部から去られる寂しさは言葉では言い尽せないものがあります。今は残される法学部スタッフ一同が、両先生から賜ったご功績を受け継ぎ、更に発展させてゆく努力をここに誓いまして、本論集の献呈の辞とさせていただきます。

2011年2月吉日

専修大学法学部長 坂本 武 憲